

第10回農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和3年2月26日 午前9時00分
- 2 開催場所 五ヶ瀬町役場 議場
- 3 出席委員 17名

会長	1番	甲斐梅男	会長代理	2番	藤田忠義
農業委員	3番	藤木洋子	農業委員	4番	松本さとみ
農業委員	5番	黒木優子	農業委員	6番	渡邊 恵
農業委員	7番	飯干浩一	農業委員	8番	米倉浩幸
農業委員	9番	坂本建吾	農業委員	10番	太田保義
推進委員	1番	飯干豊昭	推進委員	2番	田中春男
推進委員	4番	興梶千恵美	推進委員	5番	畦池港
推進委員	6番	小貫峰重	推進委員	7番	渡邊巳鶴
推進委員	8番	木村俊一			
- 4 欠席委員 1名

推進委員	3番	小笠秀哉
------	----	------
- 5 議事内容
 - 議案第32号 農地法第3条の許可について
 - 議案第33号 農用地利用集積計画の承認について
 - 議案第34号 非農地証明の承認について

事務局長	ただ今から第10回農業委員会を開催します。
議長	(あいさつ後) 本日の議事録署名人に7番と8番の方を指名します。 それでは、議事に移りたいと思います。議案第32号農地法第3条の許可について事務局より説明をお願いします。
事務局	議事に入る前に、以前の会の中で3条2項について話が出ておりましたので、本日は申請書と合わせて3条2項の内容について再度確認させていただきたいと思います。 (3条2項について説明) 3条2項を考慮し、今月から議案書に情報を加えた形で作成しております。なお、自宅から申請地までの距離については町内であれば問題ないということ、職業や農作業歴については地元農業委員の説明の中で触れる内容ですので記載しておりません。今後はこの形で議案書を作成したいと思いますがいかがでしょうか。
議長	事務局から説明がありました。ご意見等ございませんでしょうか。なければ今後はこの形でお願いしたいと思います。 それでは改めまして、議案第32号農地法第3条について説明をお願いします。
事務局	1番と2番の案件については関連する内容となりますので同時に審議をお願いいたします。 (議案第32号1番2番について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
畦池委員	今事務局から説明があったとおり、申請地については中登神社の周辺に位置しております。渡人と受人はどちらも坂狩地区に住んでおり、現在耕作している所が実際の所有者と違うため、実際に耕作している人に所有権を移すということでもあります。 特に問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。
太田委員	議案書には土地の交換とありますが、面積に差があるように思うのですが。
畦池委員	土地の交換とはちょっと違っていて、この二人については本家と分家の関係にあり、昔、別れた時にそれぞれに土地をわけたということになりますが、今

	現在実際に耕作している人に所有権を移したいということであり、お互いに納得しております。
議長	他にないでしょうか。なければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	では承認とします。続きまして、3番の内容について事務局より説明をお願いします。
事務局	(議案第32号3番について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
渡邊(巳)委員	受人は牛を養っており、申請地について、現在は受人が渡人から土地を借りて牛の飼料作を行っておりますが、渡人の要望により正式に土地を譲りたいとのことで、今回の申請となりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	では承認とします。続きまして、4番の内容について事務局より説明をお願いします。
事務局	(議案第32号4番について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
渡邊(巳)委員	渡人は現在福岡に住んでおりますが、申請地は昔自宅があった箇所周辺になります。現況としては山林原野化しており、前の委員が「原野だから農地からはずしてはどうか」という話もしていたようではありますが、「それなら自分が耕作する」ということで受人が引き受けたようで、重機を入れて農地に戻して利用するため、今回の申請となりました。 ご審議のほどよろしくをお願いします。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。
太田委員	渡人は1万㎡の農地が町内にあるようですが、その中から今回の1,700㎡を移すということでしょうか。
事務局	そのとおりです。
太田委員	申請地以外の土地についても荒れているような気がするのですが、申請地以外の土地はどのようになっているのでしょうか。
事務局	申請地以外の農地については確認しておりません。
議長	他にないでしょうか。なければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	では承認とします。続きまして、議案第33号農用地利用集積計画の承認について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第33号の前に、先ほど3条2項の説明をした際に農業経営基盤強化促進法の説明を忘れておりましたので、ここで再度説明させていただきたいと思っております。 (農業経営基盤強化促進法について説明)
議長	事務局から説明がありました。これについて質問はありますでしょうか。
太田委員	登記の際の5800円というのは1筆の料金でしょうか。
事務局	手数料条例により3筆までは5,800円で、それ以降は1筆ごとに加算されていきます。
太田委員	滞納はありますでしょうか。
事務局	登記が完了した際に法務局から送られてくる書類と引き換えに会計室で納付してもらっているため滞納はありません。
飯干(豊)委員	3条は自動更新で基盤強化法は期限後に持ち主にかえるということで、地元で農地の貸し借りが行われているのですが、どちらかというのは何を見たらわかるのでしょうか。

事務局	口約束で貸し借りをしている場合はわかりませんが、農業委員会を通っているのであれば、地番などが分かれば事務局で調べられます。トラブルが起きるような場合でなければ3条でも基盤強化でもあまり変わりはありません。
飯干(豊)委員	トラブルが起きそうではありません。
事務局	地番等が分かれば事務局で調査します。
議長	他になければ議題に戻させていただきます。改めまして、議案第33号農用地利用集積計画の承認について事務局より説明をお願いします。
事務局	1番と2番については関連しておりますので、合わせてご審議のほどよろしくお願いたします。 (議案第33号1番2番について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
藤木委員	今回の渡人(貸人)と受人(借人)については親子の関係にあり、両者が自宅にいるタイミングで聞き取りを行いました。長男は宮崎市に住居をかまえているということのようで、今回の受人は3男となりまして、渡人と同居しており、新規就農者として農業をしております。特に問題ないかと思っておりますのでよろしくお願いたします。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	では承認とします。続きまして、議案第34号非農地証明について事務局より説明をお願いします。
事務局	(議案第34号について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
渡邊(恵)委員	申請人については、林業を営んでおり、現在は別の場所に家を建てており、写真にも写っている家は以前住んでいたところになります。申請地は以前住んでいた家の裏に位置しており、この家に住んでいたときに家庭菜園として利用していたようですが、現在の家に移ってからは管理していないとのことでした。湧き水などもあり農地としての利用は困難かと思えます。ご審議のほどよろしくお願いたします。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。
太田委員	以前の委員会の中で事務局から非農地証明の基準についての資料が配布され、10年以上耕作放棄されている場合の条件として3つあったかと思えます。議案書には条件が2つしか記載されていないのですが、なぜでしょうか。
事務局	まず初めに、前回の委員会の際に、条件を満たしているというのも記載したほうが良いとのご意見をいただいたため今回から記載しているところであります。非農地証明の判断基準として(ア)農振農用地ではないこと、(イ)農業生産力の高い農地、公共投資の対象農地でないこと、(ウ)集団性のある優良農地でないこととありまして、(ア)の農振農用地でないことと(イ)の公共投資の対象でないことというのは事務局で調べた結果を記載しております。ただ、(イ)の農業生産力の高い農地と(ウ)の集団性のある優良農地かどうかについての判断は事務局ですることではなく、農業委員会の中で写真や位置図や図面を元に判断していただくものと認識しておりますので、議案書には記載していないということになります。
太田委員	3つの条件がある以上は、条件を満たしているかどうかを議案書に記載すべきではないでしょうか。
事務局	2つの明記できる情報は明記しております。優良農地かどうかについては委員の皆様のお考え方があるかと思えますので申請地の場所や状況を見ていただき判断していただくこととなりますので、事務局で判断すべきことではないと認識しているため明記しておりません。仮に優良農地ではない等を記載すると農業委員会は事務局が議案として挙げたものをただ通すだけでよいのかという議論にもなるかと思えます。
太田委員	事務局で優良農地かどうかの判断をして、議案として挙げているのではないのでしょうか。

事務局	判断はしており、明らかに該当しないものについては議案として挙げずに事務局でとめることになるかと思ひます。
太田委員	事務局が優良農地かどうかの判断をしているのであれば記載してもよいのではないのでしょうか。3つの条件を満たしているということが分かれば委員会としても承認するかと思ひます。後々残る書類になりますので、記載がない場合、トラブル等がおきたときに誰が責任をとるのでしょうか。
事務局	事務局で判断はしておりますが、決定機関は飽くまで委員会ですので、委員会の中で判断していただくことになるかと思ひますので、責任所在については、誰がというよりも委員会そのものになるかと思ひます。
議長	農振かどうかということと、公共投資の対象だったかについては事務局で調査し、優良農地かどうかについては資料を基にし委員会の中で協議し、その結果非農地としてよいかどうかを決定していくことになるかと思ひますがいかがでしょうか。
太田委員	委員会の中で協議し決定するのは分かっているのですが、議案書に記載してもらわないと条件を満たしているかどうか分からないと思うのですが。
事務局長	先ほど事務局からありましたとおり、農振と公共投資については事務局で調査しております。優良農地かどうかというのを委員会内で協議していただき非農地かどうかを決定していただくものと認識しております。
太田委員	であれば、聞き方に問題があるかと思ひます。非農地かどうかという聞き方ではなくて、優良農地かどうかという聞き方をすべきではないのでしょうか。
事務局	次からそのようにいたします。
議長	他に意見はないのでしょうか。なければ議決を取りたいと思ひます。賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	では承認とします。本日の議事は以上です。その他として何かありますでしょうか。なければ終了いたします。
事務局長	以上を持ちまして、第10回五ヶ瀬町農業委員会を終了します。

議事録署名人_____

議事録署名人_____